役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人　阪南福祉事業会

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人 阪南福祉事業会（以下「法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。
（２）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
（３）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
（４）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
（５）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

２ 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

３ 第１項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

４ 本条第１項及び第３項にかかわらず、理事長に対しては、第４条第２項に定める毎月一定額の報酬及び賞与、退職手当を支給する。

（報酬の額の決定）

第４条　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
２　理事長の報酬月額は１００万円未満とする。別途、年間１千万円の範囲内において、賞与を支給することができる。ただし、本条第５項に定める報酬は支給しない。
３　理事長を除く、全理事の報酬総額は、年間６０万円以内とする。
４　全監事の報酬総額は、年間２０万円以内とする。
５　理事長を除く役員等の報酬の額は、別表第１に定めるとおりとする。
６　第３条第４項で定める理事長の退職手当の額は、別表第２に定めるとおりとする。

（退職手当の減額等）

第5条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、退職手当を減額又は支給しないことがある。
(1) 退任に当たり、法人の信用を傷つけ、又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき。
(2) 在任中不都合な行為があり、解任されたとき。
(3) 法人の経営状況の悪化等により、本人の同意を得たとき。
(4) その他前各号に準ずる行為があり、評議員会の過半数が減額ないし不支給を適当と承認したとき。

（報酬の支給日）

第６条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。ただし、理事長の毎月一定額の報酬については、毎月１５日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げるものとする。賞与を支給する場合には、毎年７月及び１２月に支給する。
２　退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後２か月以内に一時金として支給する。

（報酬の支給方法）

第７条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
２　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
３　死亡により退任した場合の退職手当については、その遺族に支払う。

（費 用）

第８条　役員等に支払う交通費は、会議等への出席につき日額２千円（堺市以南）、または日額５千円（大阪府内）を支払う。府外に在住する役員等の旅費については、自宅から会議等開催場所への実費額を支払うものとする。
２ その他、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
３ 第三者委員に支払う交通費についても前項を適用する。

（公 表）

第９条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補　則）

第１１条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成２９年１０月１６日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和２年４月１日から遡及して施行する。

この規程は令和４年１２月１６日から施行する。

この規程は令和８年３月４日から施行する。

別表第１ 役員等の報酬の額（第４条第４項関係）

役職名	報　酬　の　額
評　議　員	会議等への出席の都度：１人一律　１万円
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く）
非常勤役員	会議等への出席の都度：１人一律　１万円
監　　事	監査の都度：１人一律　１万円

別表第２ 退職手当の額（第４条第６項関係）

退職手当金額＝退任時の報酬月額（基本給）×在任年数（※１，※２）×支給率1.5

※１　在任年数は、就任の月から起算し、退任又は死亡の月までとする。

※２　在任年数において、１年未満は切り捨てるものとする。